

石川県公報

令和7年12月5日

第13864号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

- 随意契約の相手方等 (人事・組織経営課) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 2
- 令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶり）の一部変更 (水産課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (都市計画課) 3

公 告

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 3
- 入札公告 (教育委員会事務局) 3
- 選挙管理委員会**
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正願の要旨の公表 5
- 監査委員**
- 定期監査結果公表 5
- 財政的援助団体等監査結果公表 9
- 監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 10

告 示

石川県告示第374号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり相手方等について告示する。

令和7年12月5日

石川県知事 駆 浩

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県人事システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部人事・組織経営課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年9月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社 北陸支社
金沢市広岡三丁目3番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
280,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県人事システム賃貸借及び保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県総務部人事・組織経営課

金沢市鞍月1丁目1番地

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和7年10月31日

4 隨意契約の相手方の名称及び所在地

N E C キャピタルソリューション株式会社 北陸支店

金沢市広岡三丁目3番11号

5 隨意契約に係る契約金額

63,399,864円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月5日

石川県知事 駆 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定期 年月日	サービスの種類
1771301056	株式会社ツートップ	訪問介護フェアリー 野々市市本町1-47-1 ドリームキャッスル102号室	令和7年 12月1日	訪問介護

石川県告示第376号

令和7年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶり）（令和7年石川県告示第228号）の一部を令和7年11月17日に次のとおり変更したので公表する。

令和7年12月5日

石川県知事 駆 浩

変更後		変更前	
第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群		第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	8,800トン	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	7,800トン
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県西海地区中型まき網漁業	2,700トン	石川県西海地区中型まき網漁業	2,700トン
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン	石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン
石川県定置網漁業	2,400トン	石川県定置網漁業	2,400トン
石川県その他漁業	現行水準	石川県その他漁業	現行水準

公 告

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和7年12月5日

石川県知事 駢 浩

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
輪島都市計画道路事業 3・5・6号 河井町横地線	石川県	輪島市河井町22部1の1 奥能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和7年12月5日

石川県知事 駢 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市外日角イ39番1、39番5から39番33まで、森ソ52番1、52番3から52番21まで、レ169番1、169番5から169番9まで、172番1、172番2及び172番5から172番11まで	道路 かほく市外日角イ39番31から39番33まで、森ソ52番9、52番19、52番20、レ169番6、169番9、172番9 公園 かほく市森ソ52番6 調整池 かほく市森ソ52番4	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年12月5日

石川県知事 駢 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県基礎学力調査問題作成等補助業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書に記載のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 令和5年4月1日から令和7年12月1日までの間に、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て履行した者であること。
- (6) 本業務で作成補助を行った石川県基礎学力調査について、令和8年度において調査問題の採点、データ集計・処理等の業務が受注可能であること。
- (7) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けた者であること。
- (8) 仕様書の詳細について、学校指導課の担当者から事前に説明を受け、内容を理解した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局学校指導課小中学校教育グループ
電話番号 076-225-1827
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付、又は電子メールにより交付
- (3) 入札説明書の交付期間
令和7年12月5日（金）から同月18日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の受領期限
令和7年12月19日（金）午前10時30分（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。）
- (5) 開札の日時及び場所
令和7年12月19日（金）午前11時30分
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁庁舎17階 教育委員会室（教育政策課内）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書の要否
要
- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第120号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により出納責任者が提出した令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和7年12月5日

石川県選挙管理委員会

1 候補者氏名 西田 昭二

2 訂正した収支報告書 令和6年11月8日報告分及び同年12月3日報告分

3 訂正事項

(1) 令和6年11月8日報告分

訂正事項	訂正前	訂正後
収入 中	(記載なし) (記載なし) (記載なし)	主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄付額) 自由民主党石川県第三選挙区支部 8,000,000
その他の収入	8,000,000	410,705
総計	8,000,000	8,410,705

(2) 令和6年12月3日報告分

訂正事項	訂正前	訂正後
収入 中		
前回計	8,000,000	8,410,705
総計	8,000,000	8,410,705

4 訂正願受理年月日 令和7年11月4日

監査委員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和7年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する

令和7年12月5日

石川県監査委員 平 藏 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下

「財務事務の執行等」という。) を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の結果
リハビリテーションセンター	令和7年6月9日	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	令和7年7月2日	支出事務において、電話料金及び水道料金の支払いが遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。 収入事務において、授業料の減免決定手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。 収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
小松産業技術専門校	〃	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
県央土木総合事務所	令和7年7月15日	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
石川土木総合事務所	令和7年7月31日	契約事務において、見積徴収者数を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。 収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。 公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
小松県税事務所	令和7年8月27日	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		支出事務において、電話料金の支払いが遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。

南加賀土木総合事務所	〃	財産事務において、貸与品整理簿が作成されていないものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。
		収入事務において、道路占用料の調定手続きに適正を欠くものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。
歴史博物館	令和 7 年 9 月 2 日	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。
図書館	〃	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。
農林総合研究センター	令和 7 年 9 月 26 日	今後、このようなことがないよう注意すること。
教員総合研修センター	令和 7 年 9 月 29 日	収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤ったものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。
保健環境センター	〃	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	令和 7 年 10 月 2 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
奥能登土木総合事務所	令和 7 年 10 月 3 日	工事事務において、用地取得完了前に着工した工事の施工手続きに適正を欠くものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。
		財産事務において、建物の滅失登記が遅れたものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。
		収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。
		今後、このようなことがないよう注意すること。

中能登土木総合事務所	令和 7 年 10 月 10 日	支出事務において、複写機コピー料の支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		収入事務において、道路占用料の調定金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すよう注意すること。
小松特別支援学校	令和 7 年 10 月 28 日	財産事務において、貸与品整理簿が作成されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
小松瀬領特別支援学校	〃	会計年度任用職員の社会保険料を過大に支払い、返納させたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		財産事務において、備品台帳への登録が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
金沢北陵高等学校	令和 7 年 10 月 31 日	財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
金沢城・兼六園管理事務所	〃	契約事務において、委託料の積算書及び仕様書の記載に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		収入事務において、現金出納簿を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すよう注意すること。
		収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
金沢教育事務所	〃	自動販売機に係る電気使用料を過大に徴収し返納したものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
ろう学校	〃	

金沢向陽高等学校	〃	収入事務において、消印済証紙送付書の金額を誤って作成しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
医王特別支援学校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おむね適正に処理されていると認める。
金沢商業高等学校	〃	収入事務において、特別教室冷房設備に係る電気料金の徴収金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
こころの健康センター	令和7年11月12日	支出事務において、電話相談員の報償費の支払先を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
総合看護専門学校	〃	支出事務において、非常勤講師の謝金に係る支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分に注意すること。
		収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		自動販売機に係る電気使用料を過大に徴収し返納したものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		契約事務において、消耗品の納入に係る検収手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年12月5日

石川県監査委員	平	藏	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和6年度の補助金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
公益財団法人木場潟公園協会	令和7年10月28日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団	〃	〃
ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体	〃	〃
公益財団法人石川県埋蔵文化財センター	令和7年10月31日	〃
一般財団法人石川県県民ふれあい公社	令和7年11月12日	〃
学校法人北陸学院	〃	〃
公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター	〃	〃
公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会	〃	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年12月5日

石川県監査委員	平 蔵	豊 志
同	谷 内	律 夫
同	村 上	勝
同	作 田	有 子

（別紙）

教政第1235号
令和7年9月30日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
スクールバス運行管理に係る予算を誤って減額補正し、不足分を別の科目から支出していたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	教育政策課	予算執行にかかる予算科目の適正な運用について所属職員に対して改めて周知徹底を行った。 また、より正確な執行見込みの把握を行うとともに、執行科目について誤りがないか執行担当と予算担当で二重確認を行うなど、適切な予算管理に努める。

教政第1213号
令和7年9月30日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、建設用地の所有者と借受契約を締結していないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	教育政策課	建設用地の所有者（穴水町）と契約を締結した。 今後は、財務規則等の規定を改めて課内職員に周知・徹底し、適正な事務に努めるものとする。

人 第596号
令和7年10月23日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支払事務において、嘱託医の報酬を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	人事・組織経営課	支払事務において、出納室に提出する書類は「原本」とすることを改めて周知徹底し、緊急的に「写し」を用いて事務処理を進めた場合は、原本への差替え漏れが起きないよう、目印をつけて可視化する対策を講じました。 今後とも、再発防止に努めてまいります。

管 第1971号
令和7年10月22日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	管財課	公用車の運行に関しては、今後交通事故が発生しないよう、職員に対して安全運転の徹底を改めて注意喚起しました。

管 第1258号
令和7年10月27日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財政的援助事務において、補助金交付決定通知書の交付条件の記載が不明確なものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	営繕課	補助金交付決定通知に記載の交付条件について、明確な記載に改めるものとします。

大 事 第 119 号
令和7年10月31日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、社会保険料の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	大阪事務所	社会保険料の納付については、県負担分と本人負担分の合計が、納入告知額通知書に記載の金額と一致するようチェックを徹底するとともに、例月の支出手続の進捗状況の確認表を共有し、庶務係長等複数人での確認を徹底する。

工 試 第 1049 号
令和7年11月11日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年10月31日付け石監査第392号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、廃棄伺等を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	工業試験場	備品の増減（主に購入と廃棄）の際は、各担当部との連絡を密にし、現品確認等にも同席する。 また、備品台帳と管理ファイルの加除の際には細心の注意を払い、複数人による確認を徹底する。

工 試 第 1049 号
令和7年11月11日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年10月31日付け石監査第392号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>収入事務において、職員駐車場使用料の調定手続きに適正を欠くものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう注意してください。</p>	工業試験場	<p>職員駐車場分（工業試験場横）の調定については、工業試験場で調定を行う他の職員駐車場分（西高グラウンド横）と混同しないよう、調定前に係内でダブルチェックを行う。</p> <p>また、管財課にも同じ調定を起票していないか事前に確認を行う。</p>

